

パブリックコメント手続制度に基づき 皆さんからの意見を募集します

① 第2次刈谷市教育大綱(案)

この大綱は、教育全般を網羅的に記載するものではなく、すでに策定されている他の個別計画を相互に補完する形で子どもたちを中心に置いてまとめるものです。

☎ 企画政策課 (☎95-0003、✉kikaku@city.kariya.lg.jp、FAX23-1105)

② 第3次刈谷市耐震改修促進計画(案)

この計画は、皆さんの生命や財産を守るため、住宅や建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進することを目的としています。

☎ 建築課 (☎62-1021、✉kenchiku@city.kariya.lg.jp、FAX23-9331)

③ 刈谷駅周辺地区市街地総合再生基本計画(案)

この計画は、地区の現況および地区整備の基本方針、再開発が必要な地区および整備手法の選定などの検討を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用および市街地環境の整備改善を図ることを目的として策定するものです。

☎ 市街地整備課 (☎62-1025、✉shigaichi@city.kariya.lg.jp、FAX23-9331)

共通事項

◆意見を提出できる人

市内在住・在勤・在学の人、市内に事務所または事業所を有する人、本大綱・計画に利害関係を有する人

◆大綱案や計画案の閲覧場所 (12月15日(火)～1月13日(水))

市HP、市役所情報コーナー、市民交流センター、各市民センター、各生涯学習センター、総合文化センター、各図書館、生きがいセンター、高齢者福祉センター(ひまわり)、一ツ木福祉センター、①は企画政策課、②は建築課、③は市街地整備課

◆意見提出

12月15日(火)から1月13日(水)までに、①大綱名または計画名、②住所、③勤務先または学校名(市外の人のみ)、④氏名(フリガナ)、⑤連絡先、⑥意見(様式自由)を郵送、FAX、✉または直接、各担当課(〒448-8501 刈谷市役所)へ。
※個別の回答や電話による受付は行いません。

※直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるものは、意見として取り扱いません。

◆意見への対応

本大綱・計画策定に向けての参考とします。また、提出された意見は、意見の概要および市の考え方を取りまとめて公表します。

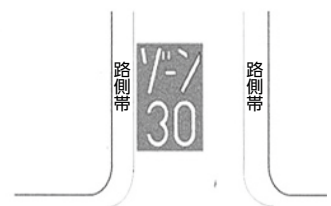
12月21日から住吉地区が新たにゾーン30に指定されます

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保するため、12月21日から住吉地区がゾーン30の区域に指定されます。区域内では、最高速度が時速30kmに規制されるほか、ポールによる狭さく、路面塗装などの安全対策が取られます。

新しく指定された区域



▲道路標識例



▲路面表示例



ゾーン30の入口には、このように道路標識と路面表示があります。

既に指定されている区域 高津波地区、重原地区、東刈谷地区、原崎・稲場地区、日高・高倉地区

☎ 詳しくは市HPをご覧ください。

☎ 暮らし安心課 (☎62-1010)